科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 2 3 日現在

機関番号: 35301

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2019~2022

課題番号: 19K01439

研究課題名(和文)「新しい診療拒否」に関する学際的研究

研究課題名(英文)Interdisciplinary Study on "New Refusal of Medical Treatment"

研究代表者

宍戸 圭介(Shishido, Keisuke)

岡山商科大学・法学部・教授

研究者番号:10524936

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文): 渡航移植を受けた患者が帰国後にフォローアップを断られるケースなどの "新しい診療拒否"の問題に関して、実際の(元)患者やNPO法人に取材調査を行った。また、そのような患者を引き受けている医療者に接触した。年2回の研究会をほぼ予定通り主催した。研究成果の報告として、全国規模の学会において報告及びシンポジウムを担当した。最終年度には国際学会を開催した。また、関連する事件の判例評釈を執筆した。

研究成果の学術的意義や社会的意義 我々が調査に取り組んできた問題の一部は、ごく最近事件化する事態となり、一般の人々の知るところとなっ た。しかし、それまでは当事者(患者や医療関係者)や一部の専門家のみが知る問題であったと言える。そし て、我々が取り組んできたタイプの "新しい診療拒否"に関しては、医療者側に対する調査はこれまで存在して いたものの、やはりそうしたデータを元にした報告や報道では、患者側に問題があるかのような描かれ方がされ がちであった。(元)患者側の問題を採り上げる研究はかなり少数であり、彼 / 彼女らの実情はあまり知られて いなかった。我々の研究成果により、倫理的・法的・社会的にバランスの良い議論がなされることが期待され る。

研究成果の概要(英文): We interviewed actual (former) patients and NPOs regarding the issue of "New Refusal of Medical Treatment," such as cases in which patients who received a transplant abroad were refused follow-up care upon returning to Japan. We then contacted medical providers who were accepting such patients. We also held research meetings biannually, almost yearly. Our research results were reported at our conferences. Furthermore, we organized a symposium. In the study's final year, an international conference was held. Additionally, I wrote some case reviews.

研究分野: 医事法学

キーワード: 応招義務 渡航移植 メディカル・ツーリズム 診療拒否

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

かつて医療機関による診療拒否といえば、交通事故や急患の患者についての「たらい回し」 に代表されるような、緊急性がありかつ患者の生命・身体に重大な損害が生じる(生じていた) ケースがほとんどであった。しかしながら、現在は上述したような緊急性や重大な損害の発生を 欠く事案が問題となってきている。

たとえば、海外で移植を受けて帰国した後、日本国内の医療機関でフォローアップを断られる 患者があることは、本研究課題を申請するより 10 年以上前から既に報道されていた。移植後に 適切な診療(たとえば免疫抑制剤の処方など)を受けられなければ、患者が健康を維持すること は難しい。これは法的には医師法 19 条の応招義務の問題であるが、広い意味においては患者の 人権に関わる重大な問題であるように思われた。しかし、当時、それはごく一部のメディアが報 じるに留まっていた。

また、海外への渡航移植の問題に関しては、医療機関を対象とした調査*1では、そこに臓器売買の問題があることは当時も想定されていた。しかし、実態調査は十分ではなかった(これは、現在も十分とは言えない)。加えて、中国での臓器移植に関しては、提供者の一部が死刑囚であることが知られるようになり*2、倫理的な問題も意識されるようになってきていた。

我々がこのような診療拒否のケースに関心を持ち、研究を行ってきたところ³、2015年に入り、中国で臓器移植を受けた患者が診療拒否をされたとして、浜松医科大学を訴える事案が登場した³。また、移植のケースだけでなく、エホバの証人に関しても、輸血の必要性が極端に低い手術に関しても、「輸血同意書」を迫るなどの方法で診療拒否が行われているという情報を我々は得ていた⁵。

我々は、このようないわば「新しい診療拒否」に注目し、その倫理的、法的そして社会的問題 (ELSI)につき、学際的に調査・検討を試みようとした。

- *1 2006年厚生労働省研究班(主任研究員:小林英司)による報告書(http://www.asas.or.jp/jst/pdf/056report.pdf)。
- *2 粟屋剛「中国における死刑囚からの臓器移植」法律時報 68 巻 9 号 28-34 頁(1996 年) など。
- *3 拙稿「臓器売買に関与した患者の診療を拒否することは法的・倫理的に正当か?」人権教育研究9号41-54頁(2009年)。
- *4 本件は最高裁まで争われたが、患者側敗訴で確定している。拙稿「判批」甲斐克典・手嶋豊 『医事法判例百選[第3版]』204-205頁(2022年)。
- *5 この問題については、研究課題申請後の研究会において、当事者を招いて詳しく状況を確認するに至った。名古屋経済大学法学会研究会(2018年2月21日、名古屋経済大学)。

2.研究の目的

本件研究は上述のような「新しい診療拒否」に関する倫理的、法的そして社会的問題(ELSI)の検討を行うが、これは患者の人権の観点から不当な診療拒否があることを明らかにすることを目指すばかりのものではない。患者の暴言・暴行も近時問題となってきているところ、適切な医療提供を行うためには、診療を断ることが正当化される事態もあり得るだろう。

いかなる場合に診療拒否が許容される / 許容されないかを検討するにあたっては、その前提となるべき実態を正確につかむ必要がある。しかし、そのような実態調査がこれまで十分であったとは言えない。そこで、本研究の目的として、最初に、(1)問題の所在を実態調査によって明らかにすることを置いた。次に、(2)収集した情報を整理・分析することで、これらの診療拒否に共通する患者側・医療者側の倫理的・法的・社会的問題に検討を及ぼすこととした。さらに、このような分析・検討を通じて、(3)日本の医療制度における診療拒否の問題の特性や日本法における応招義務の限界を明らかにした上で、国内外に研究成果を発信することも計画した。

3.研究の方法

まず、この問題の(1)実態調査にあたっては、前述した訴訟ケースの追跡や実際に診療拒否を受けた当事者等へのアクセスを通じて情報収集を行うこととした。さらに、海外での実態についても情報を得るため、中国での現地調査を計画していた。(2)理論的検討については、研究代表者および分担者に担当を割り当て、主として文献調査を通じてこれを行うこととした。(3)研究成果報告については、Webページでの広報や国内外での学会報告を予定していた。

研究進捗状況の確認や問題の検討等については、研究代表者の主催する年2回の研究会(岡山生命倫理研究会および釧路生命倫理フォーラム)においてこれらを行うこととした。研究会には、適宜外部の研究者や当事者に参加いただき、コメントをいただくこととした。

4. 研究成果

COVID-19 の影響は多くの研究の遂行に関して影響を及ぼしたものと考えられるが、本件研究においても少なからぬ障害をもたらした。年2回を計画していた上記研究会での検討も、半数はオンラインで行うことを余儀なくされた。また、(1)実態調査においては、予定していた海外調査を断念せざるを得なかった。一方で、国内調査については、渡航移植を受けた(元)患者や、診療拒否を受けた当事者、渡航移植に関わった NPO 法人等へのアクセスを何度か行うことはできた。残念ながら、医療機関に対する調査・取材についてはその多くが断られた。したがって、理論的検討の前提として、透明性・公平性の高いエビデンスが十分に獲得できたとは言えない。しかしながら、当事者の状況についてはこれまで研究者であっても知る者が少なかったことを踏まえれば、限定的とはいえ一定の研究成果を上げることはできたものと考えている。なお、当事者は日常生活を平穏に暮らしている者であり、プライバシーの観点からいただいた情報の全てを公開することは難しい。ただし、上記研究会でや(後述する)学会シンポジウムに参加いただいてお話しいただく形で、当事者の方から協力を得ることが複数回適った。

(2)理論的検討については、まだ論文等の形で出版されたものは多くはないが、前述の訴訟ケースに関しては複数の判例評釈を公表してきた¹⁷。また、研究会等においても、研究代表者および研究分担者による報告を行った¹⁸。なお、特に国内法に関しては、研究期間内に大きな動きがあった。1つは応招義務に関してその歴史的展開を踏まえた優れた論考が登場したことであり¹⁹、また1つは厚生労働省が2019年に発した通知「応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について」である¹⁰。これらは、我々が理論的検討を進めるにあたって大きな影響をもたらした。

最後に、(3)研究成果の発表、社会への還元状況について述べる。上述のように、我々はこれまで年2回の定期的な研究会を開催してきた。その大半は、研究者ではない一般の方の参加も可能なオープンな研究会であった。また、2021年には、第33回日本生命倫理学会年次大会(2021年11月27日、オンライン)において公募シンポジウム「現代臓器移植のリアリティ」を担当・開催した。ここでは、研究代表者および研究分担者が報告を行っただけでなく、海外で渡航移植を受けた(元)患者の方にも登壇いただき、その心の内をお話しいただいた。一方、当初は国際学会においても報告を検討していたが、COVID-19の影響に加えて、2022年にロシアがウクライナへ侵攻したことが学会運営を困難としている。研究大会の開催自体が危ぶまれる状況でもあったため、急遽本件研究に関わるメンバーを中心として実行委員会を編成し、International Society for Clinical Bioethics(国際臨床生命倫理学会)の第19回年次大会(2022年11月11日、岡山商科大学)を我々がハイブリッドで開催(引受け)することとなった。準備期間が非常に短かく、決して十分な形での開催とはならなかったが、一定程度の情報共有を行うことができた。

これらのイベントの開催については、Web サイトを運用して情報発信に努めてきた^{*11}。そして、Web サイトからのイベント参加者も少なからずあった。しかし、2023 年 4 月に研究代表者の所属機関変更があり、会計上の都合から、本件 Web サイトの継続はできないこととなっている。研究者のみならず一般の方との繋がりを考えれば、研究に関する Web サイトがあることは有用であると考える。現在、Web サイトの移行について検討を行なっている。

*6 たとえば、第6回釧路生命倫理フォーラム(2019年8月10日、釧路市観光国際交流センター)においては、本件研究に関するシンポジウム「修復腎移植・渡航移植と応招義務」を開催した。ここでは、海外渡航移植を受けた患者につき帰国後のフォローアップを行なった経験のある医師から報告・コメントをいただいたほか、中国の臓器移植問題に詳しい(元)医師および弁護士を海外からお招きして報告をいただいた。

また、第 25 回岡山生命倫理研究会(2021年2月13日、岡山商科大学)においては、シンポジウム「輸血拒否問題再考~それは生命倫理に今日まで何をもたらしてきたのか?」を開催した。こちらでは、エホバの証人の当事者の方から状況説明をいただくとともに、医師資格を有する研究者からも報告をいただいた。

- *7 拙稿「判批」岡山商科大学法学会雑誌 28 巻 118-96 頁(2020 年) 同「判批」岡山商科大学 法学論叢 29 巻 98-77 頁(2021 年)など。
- *8 加藤穣「トランプ政権と良心的拒否」第 24 回岡山生命倫理研究会 (2020 年 2 月 15 日、岡山 商科大学) など。
- *9 水沼直樹「応招義務の歴史的展開と現代的意義(1)・(2)」医事法研究 1 号 39-69 頁 (2019 年) 同 2 号 65-112 頁 (2019 年)。
- *10 令和元年 12月 25日医政発 1225第 4号各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知。
- *11 MECHA BIOETHICS (http://www.mecha-bioethics.com) 2023年6月末閉鎖予定。

5 . 主な発表論文等

2021年

〔雑誌論文〕 計2件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件)	
1 . 著者名	4.巻 29
2.論文標題 【判例研究】渡航移植患者からの帰国後のフォローアップの求めを医療機関が自院の申合せ(内規)に基づいて断ったことが争われた事案(東京高判令和元年5月16日、LEX/DB25563247)	5 . 発行年 2021年
3.雑誌名 岡山商科大学法学論叢	6.最初と最後の頁 98-77
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無無無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
1 . 著者名	4.巻 28
2.論文標題 《判例評釈》渡航移植患者からの帰国後のフォローアップの求めを医療機関が自院の申合せ(内規)に基づいて断ったことが争われた事案において、応招義務違反を理由とする不法行為及び診療契約の債務不履行の成立がいずれも否定されたケース(静岡地判平成30年12月14日)	5 . 発行年 2020年
3.雑誌名 岡山商科大学法学会雑誌	6.最初と最後の頁 118-96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無無無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著
〔学会発表〕 計15件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)	
1.発表者名 宍戸圭介	
2. 発表標題 海外渡航移植を考える	
3.学会等名 関西医事法研究会	
4 . 発表年 2021年	
1.発表者名	
張瑞輝	
2 . 発表標題 緊急医療における近親者の同意と診療拒否の限界~中国民法典1220条を手掛かりとして~	
3.学会等名 第8回釧路生命倫理フォーラム	
4 . 発表年	

1. 発表者名
宍戸圭介
海外渡航移植患者からの帰国後のフォローアップの求めを、医療機関が自院の申合せ(内規)に基づいて断ったことが争われた裁判例につ
NT (
3.学会等名
第33回日本生命倫理学会
4.発表年
4 · 光农中 2021年
2021年
1.発表者名
「・光な音句 東屋剛 東屋剛 東屋剛 東屋剛 東屋剛 東屋剛 東屋剛 東屋剛 東屋 東屋
米庄門
2 . 発表標題
診療拒否にまつわる倫理問題 アジア渡航移植患者帰国後診療拒否は倫理的に正しいか
3.学会等名
第33回日本生命倫理学会
4.発表年
4 . 完衣午 2021年
2021年
1.発表者名
「・光衣有石 加藤穣
JUII IPS 个
2 . 発表標題
アメリカ合衆国におけるメディカルツーリズムと治療の連続性
3.学会等名
第33回日本生命倫理学会
4 With fr
4. 発表年 2004年
2021年
1.発表者名
「一.完成有名 宍戸圭介
2 . 発表標題
帰国患者の受入拒否問題について
3.学会等名
第7回釧路生命倫理フォーラム
4.発表年
4 . 完衣中 2020年
2020 "

1. 発表者名
東屋剛 マー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.発表標題
中国渡航移植患者アンケート結果の分析
3 . 学会等名
第7回釧路生命倫理フォーラム
4.発表年
2020年
1.発表者名
宍戸圭介
2. 発表標題
医療機関が輸血拒否に対する方針を示すことの意味
3. 学会等名
第24回岡山生命倫理研究会
为27□□□도마冊任则九五
4 . 発表年
2020年
1.発表者名
加藤穣
2.発表標題
トランプ政権と良心的拒否
3 . 学会等名
3 . チェザロ 第24回岡山生命倫理研究会
第24凹凹山土叩禰 庄 妍九云
4.発表年
2020年
£√£√T
1.発表者名
,
7.V ±21
2 . 発表標題
中国で移植を受けて帰国した患者からの診療の求めを、病院の内規(申合せ)に基づいて断った事例-東京高判令和元年5月16日
2
3.学会等名
第95回岡山公法判例研究会
4.発表年
4 . 完衣牛 2019年
4013 "

1.発表者名 宍戸圭介
2 . 発表標題 海外で治療を受けて帰国した患者の受け入れについて
3.学会等名 第38回日本医学哲学・倫理学会
4.発表年 2019年
1.発表者名
2 . 発表標題 浜松医科大ケースについて
3. 学会等名 第6回釧路生命倫理フォーラム
4.発表年 2019年
1.発表者名 粟屋剛
2.発表標題 渡航移植規制の正当化根拠
3.学会等名 第6回釧路生命倫理フォーラム
4 . 発表年 2019年
1.発表者名
2.発表標題 海外渡航移植と診療拒否
3.学会等名 法理学研究会
4 . 発表年 2022年

1 . 発表者名 東屋剛
2.発表標題
判断力と判断能力ー宗教的輸血拒否問題を契機として一
3.学会等名
第25回岡山生命倫理研究会
4 . 発表年 2021年
LVL. 1
〔図書〕 計0件
〔産業財産権〕
(その他)
本科研費からの直接的な費用負担はなかったものの、関連事業として2022年度には、International Society for Clinical Bioethics(国際臨床生命倫理学会) の第19回年次大会を開催した。本大会の告知等についてはWebサイトを用い、同サイトの運営にあたっては一部本科研費によって予算執行した。

6.研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
	粟屋 剛	岡山商科大学・法学部・教授	
研究分担者	(Awaya Tsuyoshi)		
	(20151194)	(35301)	
	加藤 穣	滋賀医科大学・医学部・教授	
研究分担者	(KATO Yutaka)		
	(20727341)	(14202)	
研	張端輝	名古屋経済大学・法学部・准教授	
研究分担者	(ZHANG Ruihui)		
	(70732246)	(33923)	

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------